



関東ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年3月2日

令和7年3月1日にお知らせした以下の関東ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、その後、検討を重ねた結果、審査上の取決として一義的に取りまとめるべきものではなく、個々の診療報酬明細書の記載内容に応じ審査判断されるものとして、当ブロックにおける審査上の取扱いとしては削除することとなりましたので、お知らせいたします。

(※) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

【関東ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	リンパ管吻合術の1肢当たりの請求上限回数について、原則として、2回を上限とする。しかし、症状詳記等から医学的に妥当な請求であれば、最大3回を上限として算定を認める。	点数表の解釈上、1肢当たりの上限回数が定められていないことから、一概に何回までと規定することは難しいが、原則として左記のとおりを上限回数の基準とすることとした。	令和8年3月2日に削除(適用診療月:令和8年6月診療分)

本件に関する問合せ先

関東審査事務センター

外科審査室脳外科・外科審査課 佐東(TEL:03-6849-6285)